

J. アルバイト・アパートについて

1. アルバイト

新入生については、原則として入学後3か月間はアルバイトの紹介は行ないません。この期間に大学生活に慣れてもらうためです。

アルバイトの求人があれば、その都度求人要項を掲示板に掲示しますので、詳細について知りたい場合は、学生課窓口へ申し出てください。

次に掲げる職種は、不適当な職種として紹介していません。

危険を伴うもの	(例) バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作、建築現場での作業、交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い、高温・低温の作業
法令に違反するもの	(例) 営利あつせん業者への仲介
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係、マルチ・ねずみ講商法、深夜の作業

アルバイトをする上での注意

- ・学費や生活費を捻出することや社会勉強をするためにアルバイトに専念するあまり、大学の授業や各種説明会などを欠席することは本末転倒です。卒業の延期や学生生活に支障をきたすことのないよう、十分注意してください。

また、アルバイト先でのトラブルに巻き込まれた場合や、悩み・相談がある場合は、学生課または「労働条件相談ほっとライン」に早めに相談してください。

※ 労働条件相談ほっとライン：0120-811-610（はい！ろうどう）

相談時間

月～金：午後5時～午後10時

土・日：午前9時～午後9時

（12月29日～1月3日は除く）

労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件 www.check-roudou.mhlw.go.jp

2. アパート等

アパート等を希望する学生には、学生課にて学生アパート等の取扱不動産業者を紹介しますので、窓口へ申し出てください。